

## 夜間金庫規定

### 1. (利用目的)

この夜間金庫は、窓口営業時間外に当店における本人名義の当座預金、普通預金、その他の預金へ入金するときに利用してください。

なお、この場合新規のお預け入れには利用できません。

### 2. (利用方法)

(1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という）を当行所定の入金伝票および通帳等とともに当行所定の入金袋（以下「入金袋」という）に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。

なお、入金伝票には、氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。

(2) 入金袋が2袋以上にわたる場合は、入金伝票は1袋ごとに入れてください。

(3) 入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ受付票を受け取ってください。

### 3. (預金への受入処理)

(1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後当行所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。

(2) 前項の取扱いにあたり入金伝票に記載された金額が当行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当行で確認した金額によるものとします。

この処理をしたうちは、当行はその責任を負いません。

### 4. (入金袋等の返却)

入金袋ならびに通帳等は当行の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

### 5. (使用料)

(1) 夜間金庫の使用料は、当行所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年8月の当行所定の日に、ご指定の預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。

なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月として、その月から月割計算により支払ってください。

(2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は変更日以後、最初に継続される契約期間から適用します。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

### 6. (鍵の保管等)

(1) 夜間金庫鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。

(2) 入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当行が保管し、入金袋の開閉に使用します。

### 7. (鍵、入金袋の喪失・き損)

夜間金庫鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに当店に届出てください。

なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

### 8. (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可効力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。

また、この夜間金庫について1.に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当行は責任を負いません。

### 9. (解約等)

(1) この契約は、本人または当行の都合により、いつでも一時中止または解約することができます。

この場合には、夜間金庫鍵、入金袋および入金袋正鍵を直ちに当店へ返してください。

なお、鍵、入金袋を失った場合に解約するときはこのほか7. (鍵、入金袋の喪失、き損) に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。

この場合、当行から解約の通知があったときは直ちに前項と同様の手続をしてください。

- A. 本人が使用料を支払わないとき
- B. 本人について相続の開始があったとき
- C. 本人の責に帰すべき事由により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- D. 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- E. 本人がこの規定に違反したとき

#### 10. (譲渡・転貸等の禁止)

この夜間金庫の利用権は、譲渡・転貸または質入れすることはできません。  
なお、夜間金庫鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

#### 11 (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

#### 12. (規定の変更等)

- (1) 当行は、法令の定めに従い、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することが出来ます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上